

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成30年9月5日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

年金記録の訂正請求を却下としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800012号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800016号

## 第1 結論

訂正請求記録の対象者のA事業所における平成15年1月1日から平成20年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成15年1月から同年12月までの標準報酬月額については、24万円から26万円、平成16年1月から平成20年8月までの標準報酬月額については、24万円から50万円とする。

平成15年1月から平成20年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る平成15年1月から平成20年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年1月1日から平成20年9月1日まで

夫がA事業所に勤務していた当時の給与支給明細書の一部を保管しているが、請求期間の標準報酬月額と実際の給与支給額とが大きく相違している。

さらに、給与支給明細書では、日本年金機構から送られてきたねんきん定期便に記載されている請求期間の厚生年金保険料よりも高い保険料が控除されている。

平成20年9月以後は、正しい標準報酬月額が記録されているので、請求期間について、正しい標準報酬月額に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が保管する請求期間当時の給与支給明細書、源泉徴収票及び住民税課税証明書(以下「給与支給明細書等」という。)によると、訂正請求記録の対象者は、請求期間において、オンライン記録の標準報酬月額(24万円)を上回る報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高額な厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は訂正請求記録の対象者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細書等により確認又は推認できる訂正請求記録の対象者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、平成15年1月から同年12月までの期間は26万円、平成16年1月から平成20年8月までの期間は50万円とすることが必要である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成15年1月1日から平成20年9月1日までの期間について、請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、請求者の請求どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているが、給与支給明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していない。さらに、日本年金機構が保管する厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び保険者算定を行った際の資料から、請求期間のうち、一部の期間について、事業主がオンライン記録どおりの報酬月額を届け出ており、別の期間には、事業主が同算定基礎届を届け出ていないことにより保険者算定が行われている状況が確認できることから、事業主は、給与支給明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者の平成15年1月から平成20年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1800070 号  
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 1800018 号

## 第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 26 年 9 月 1 日から平成 27 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 26 年 9 月から平成 27 年 8 月までの標準報酬月額については、59 万円から 62 万円とする。

平成 26 年 9 月から平成 27 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 9 月から平成 27 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 9 月 1 日から平成 27 年 9 月 1 日まで  
請求期間の標準報酬月額について、年金記録によると、59 万円となっているが、賃金台帳の報酬月額と相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 事業所から提出された請求者に係る「平成 26 年分・平成 27 年分賃金台帳」及び B 市の請求者に係る「平成 27 年度・平成 28 年度所得・課税状況等調査回答書」により、請求者は請求期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（59 万円）を超える報酬月額（80 万円）の支払を受け、当時の標準報酬月額の上限度（62 万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 26 年度の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届について、本来、報酬月額欄に総支給額を記入しなければならなかったところ、誤って社会保険料等を控除した後の金額を記入して年金事務所に提出し、請求期間について標準報酬月額 59 万円に基づく厚生年金保険料を納付していた旨の回答をしていることから、年金事務所は、請求者の平成 26 年 9 月から平成 27 年 8 月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1800048 号  
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 1800017 号

## 第 1 結論

本件訂正請求を却下する。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 30 か月間

私は、平成 12 年から平成 13 年にかけて複数回にわたり、自身の年金記録に係る調査依頼のため A 社会保険事務所 (当時) を訪れていたが、その都度、当該事務所の職員から「何度来ても記録にないものは調べようがない。」と冷たく追い払うような、極めて不親切、不誠実な対応を受け、「これ以上の年金記録は存在しません。」と断言されたため、年金を受給すること自体を諦め、その後勤務した事業所において勧められた厚生年金保険の加入については、無駄と思いつてきた。

しかし、その後、「消えた年金記録問題」が発覚したことから、私自身も該当者ではないかと考え、再度、当該事務所に対し調査を依頼したところ、私が過去に勤務した複数の事業所に係る 43 か月分の厚生年金保険の加入記録が発見された上、当該加入記録において、私の本名と生年月日が何度も間違っ て記録されていたことが判明した。

私が最初に調査依頼のため当該事務所を訪れていた時の年齢は 56 歳であり、その時点で上記 43 か月分の加入記録が発見されていれば、加入期間の合計は 210 か月で当時の受給要件に不足するのは僅か 30 か月となることから、その後勤務した事業所において勧められた厚生年金保険の加入については、無駄と思いつ断ることなどせず、「消えた年金記録問題」が発覚した時には、私は既に年金の受給資格を得ていたはずである。

このような経緯により、後になって上記 43 か月分の加入記録が発見されたことは、明らかに当該事務所の責任であり、当該事務所の所長から謝罪の文書も受けていることから、当該事務所の不誠実、かつ不適切な対応によって生じた加入期間の損失及び精神的、肉体的、金銭的な損失に対し、当該不適正な対応が原因で生じた加入期間の不足分である 30 か月間について、厚生年金保険の加入期間として認めるべきである。

## 第 3 判断の理由

厚生年金保険法 (以下「法」という。) は、法第 28 条の原簿 (以下「厚生年金保険原簿」という。) に記録された自己に係る特定厚生年金保険原簿記録 (被保険者の資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬 (標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。) その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。) が事実でない、又は厚生年金保険原簿に自己に係る特定厚生年金保険原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができる と規定している (法第 28 条の 2 第 1 項)。

特定厚生年金保険原簿記録として厚生労働省令で定める事項については、「被保険者の種別

及び基金の加入員であるかないかの区別、賞与の支払年月日、保険給付に関する事項、離婚時みなし被保険者期間並びに離婚時みなし被保険者期間に係る標準報酬及び保険給付に関する事項、被扶養配偶者みなし被保険者期間並びに被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る標準報酬及び保険給付に関する事項」と規定されている（厚生年金保険法施行規則第 11 条の 2）。

本件訂正請求において、請求者は、厚生年金保険原簿に記録された自己に係る特定厚生年金保険原簿記録が事実でない、又は記録されていないとして訂正を求めるものではなく、A 社会保険事務所の不誠実、かつ不適切な対応により厚生年金保険の加入期間の損失及び精神的、肉体的、金銭的な損失が生じたとして、当時の受給要件に不足する 30 か月間を同保険の加入期間とするよう主張しており、請求者は訂正請求をすることができない記録の訂正を求めている。

よって、本件訂正請求は法第 28 条の 2 第 1 項に規定する請求要件を満たしていないことから、不適法な請求であり、却下することが妥当である。